令和８年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和８年９月30日（水）

令和８年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和８年９月30日（水）午後２時00分

茅ヶ崎市役所　分庁舎５階　特別会議室

○　議事日程

第１　議案第53号　農地法第３条の規定による許可申請について

第２　議案第54号　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　議案第55号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について

第４　議案第56号　引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第５　議案第57号　引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について

第６　報告第24号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

第７　報告第25号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

第８　報告第26号　農地法第18条第６項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

	１番　岡本　重雄　君		８番　池杉　隆司　君
	~~２番　大竹　孝一　君~~		~~９番　石井　　保　君~~
	３番　岩壁　俊彦　君		10番　柿澤　　博　君
	４番　齋藤　和子　君		11番　石井　　修　君
	５番　川島　　忠　君		12番　原田　勝幸　君
	~~６番　吉田　恵子　君~~		13番　杉本　剛昭　君
	７番　市川　テルエ君		14番　高橋　芳嗣　君
区域１	市川　芳男　君	区域３	三橋　清高　君

欠席委員	２番　大竹　孝一　君	６番　吉田　恵子　君
	９番　石井　　保　君	

事務局職員出席者

事務局長	岡﨑　貴裕　君
局長補佐	鈴木　崇夫　君

午後２時00分開会

○議長（柿澤博君）　それでは、ただ今より令和８年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、２番大竹孝一委員、６番吉田恵子委員、９番石井保委員より欠席届が提出されております。

よって、当総会は、委員数14名のうち、11名の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。４番齋藤和子委員、11番石井修委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第１、議案第53号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件を上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

１番岡本委員より説明をお願いいたします。

○１番（岡本重雄君）　議案第53号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件をご説明いたします。

令和８年９月17日、事務局２名と、現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

申請地は、３筆、いずれも現況畑、合計1,758㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、カボチャ、サツマイモ、タマネギ、ハクサイなどを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人41歳、従事日数300日、専業、配偶者43歳、従事日数50日、兼業でございます。

農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　当該農地ですが、令和６年４月１日から令和９年３月31日までの間で、本件譲受人と本件譲渡人との間で利用権の設定がされている農地となっております。利用権の設定期間中であるため、本件許可に当たりましては、利用権の合意解約が必要になってまいります。本日の議事日程の第８、報告第26号で報告いたしますが、本日９月30日付けで合意解約をする予定となっております。以上になります。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第53号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件を説明のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第２、議案第54号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番及び２番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

１番案件については、12番原田委員より、２番案件については、１番岡本委員より、説明をお願いいたします。

始めに、12番原田委員より、説明をお願いいたします。

○12番（原田勝幸君）　議案第54号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番案件をご説明いたします。

令和８年９月14日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

申請地は、３筆、いずれも現況畑、合計104.67㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。申請目的は、道路敷地です。

農地区分は第２種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、車両すれ違い退避部分については、アスファルト舗装とし、車両通行の目安として白ラインを施します。

雨水処理につきましては、道路敷地と農地の間に、素掘り浸透溝を設置し、ぐり石詰めにて良好な浸透効果を図ります。

隣接地への被害防除につきましては、隣接地との境界に土留鋼板を使用した単管土留を施工することで、隣接農地に影響がない計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。

続いて、１番岡本委員より、説明をお願いいたします。

○１番（岡本重雄君）　続きまして、２番案件をご説明いたします。

令和８年９月17日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～２番案件について内容を説明～

申請地は、５筆、いずれも現況畑、合計1,079㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、資材置場及び車両置場です。

農地区分は第３種農地、権利関係は所有権の移転でございます。

土地利用につきましては、敷地内全面転圧とし、車両置場部分については、鉄板を敷設します。雨水処理につきましては、自然浸透処理とします。

隣接地への被害防除につきましては、フェンスを新設することで、隣接農地に影響がない計画となります。

以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○８番（池杉隆司君）　本議案の農地の区分についてですが、第２種と第３種と分かれていますが、この区分けはどのように区分けされているのでしょうか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　農地転用するに当たりましては、基準があります。その基準の中に立地基準というものがあります。優良な農地については転用が基本的に出来ないということになっております。それは、農振地域はもちろんそうですし、優良な農地と言うことですと第１種農地ということになっています。逆に、第３種農地というのは、ほぼ市街化に近いような農地の区分になります。そのいずれにも該当しない農地が第２種農地になります。その農地で無ければだめな理由などをしっかり判断した上で、転用理由が基準を満たせば、転用可能な農地ということになります。

○８番（池杉隆司君）　私も農地法を確認してみたのですが、判別がなかなか付かなかったことからお聞きしました。どうも、ありがとうございました。

○区域３（三橋清高君）　関連事項としまして、１番案件は第２種ですが、ここでないと

出来ないという理由をお伺いします。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　申請者の譲受人が、道の奥で事業をしていますが、その場所では、大型のダンプカーの出入りがある中で、車のすれ違いが難しいため、道幅をすれ違うために拡幅して、すれ違いができる場所を確保したいということです。その道沿いには、他にも農地があり、交渉されましたが、耕作中であるとの理由で断られたとのことです。
　本件の土地は、道が他の道に抜ける場所と事業用地とのちょうど、真ん中あたりになりますので、すれ違いをするには、ちょうど良い場所だろうと言うことになり、この場所になったということになります。
○区域３（三橋清高君）　はい、承知しました。
○議長（柿澤博君）　農地の区分というのは、農地それぞれに、もう、すでに区分が付けられているのですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　市街化区域は、別ですが、市街化調整区域の場合は、事務局の方で、その都度、判断しています。
○議長（柿澤博君）　現況を見ながらということですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　はい、おっしゃるとおりです。
○議長（柿澤博君）　その割り振り自体は、県が行っているのですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　基本的には、基準がありまして、その基準に沿って、審査しています。
○議長（柿澤博君）　農業委員会の事務局が審査をして、第２種、あるいは、第３種としているのか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　事務局の方で、基準に基づいて、判断しております。
○議長（柿澤博君）　他にご意見ございませんか。
○１番（岡本重雄君）　要望なのですが、当該案件の土地が載っている図面等の資料を添付して貰えないか。議案書だけだと、どこのことなのか良く判りません。図面を付けて貰えると非常に判りやすくなります。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　次回以降、検討させてください。
○議長（柿澤博君）　他にご意見、ご質問ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第54号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番及び２番案件を説明のとおり、許可相当として県知事

に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第３、議案第55号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について、１番案件を上程いたします。

なお、質疑は説明後行います。

区域３三橋委員より、説明をお願いいたします。

○区域３（三橋清高君）　議案第55号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について、１番案件をご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し、農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～１番案件について内容を説明～

１番案件の農地は、１筆、現況畑、82㎡でございます。

権利の存続期間は、令和８年12月１日から令和11年11月30日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○区域３（三橋清高君）　本案件の面積は、かなり小さいのですが、続いた農地に関連しての更新と言うことですか。隣に利用権が設定された農地があるとかですか。

○１番（岡本重雄君）　地図を付けて貰うと判りやすいのだけれども。

○区域３（三橋清高君）　隣接地にも同じ借り手の利用権の設定された農地があって、それといっしょにセットでの更新があるのかなと思いましたが、それは無くて、この小さい面積だけということなので少し疑問に思いました。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　たしかに、近くにあるのですが、更新期間がずれています。

○○区域３（三橋清高君）　本件の農地は、耕作されている農地なのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　現場を見に行きましたが、草は刈られていました。

○○区域３（三橋清高君）　それは、隣接地も含めてですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　今回の更新の土地についてです。

○○区域３（三橋清高君）　隣接地はどうですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　草は刈られていて、一部、作付けされていました。

○議長（柿澤博君）　他にご意見、ご質問ございませんか。

○１番（岡本重雄君）　借りる目的は何なのか。社団法人と記載されているから社会福祉と言うことですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　そうです。福祉関係で使う目的です。同じ地域に何カ所か農地中間管理機構の仕組みで借りている法人ではあります。

○議長（柿澤博君）　耕作面積延べ65アールについては、全部、農地中間管理機構から借りてやられているのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　すべて所有ではありません。ほとんどが農地中間管理機構へ移行されていると思いますが、もしかしますと、一部、昔からの相対の賃貸借が続いている農地もあるかもしれません。所有ではなく、賃貸借になります。

○議長（柿澤博君）　他にご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第55号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について、１番案件を説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第４、議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、１番から５番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は説明後、行います。

12番原田勝幸委員より、説明をお願いいたします。

○12番（原田勝幸君）　議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、１番から５番案件を一括してご説明いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

１番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年９月16日事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

１筆、田、447.48㎡につきましては、里芋が作付けされていました。

１筆、田、257㎡につきましては、準備中でした。

１筆、畑、925㎡につきましては、ネギが作付けされていました。

１筆、畑、983㎡につきましては、ブロッコリーが作付けされていました。

１筆、畑、373.9㎡につきましては、準備中でした。

５筆、いずれも畑、合計2,014㎡につきましては、ハウス内でほうれん草が作付けされていました。

９筆、いずれも現況畑、合計1,931㎡につきましては、準備中でした。

１筆、現況畑、889㎡につきましては、ハウス内でほうれん草が作付けされていました。

７筆、いずれも畑、合計2,506.15㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人89歳、従事日数320日、専業、子61歳、従事日数320日、専業、子の配偶者60歳、従事日数100日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、２番案件をご説明いたします。

２番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年９月16日事務局２名と現地調査をいたしました。

～２番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

２筆、いずれも田、合計1,308㎡につきましては、水稲が栽培されていました。

２筆、いずれも現況畑、合計2,379.40㎡につきましては、一体として耕作されており、サツマイモ、ネギ、カボチャ等が作付けされているほか、準備中でした。

１筆、現況畑、777.42㎡につきましては、モロヘイヤ、ナス、ピーマン等が作付けされ

ているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、田植え機、トラック、その他一式でございます。

労働力は、本人88歳、従事日数250日、専業、配偶者81歳、従事日数200日、専業、子57歳、従事日数150日、兼業、子の配偶者56歳、従事日数100日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、３番案件をご説明いたします。

３番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年９月14日事務局２名と現地調査をいたしました。

～３番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

３筆、いずれも畑、合計3,292㎡につきましては、一体として耕作されており、里芋、キャベツ、ブロッコリーが作付けされているほか、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、そのほか一式でございます。

労働力は、本人54歳、従事日数300日、専業、配偶者49歳、従事日数90日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、４番案件をご説明いたします。

４番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年９月15日事務局２名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

～４番案件について内容を説明～

２筆、いずれも畑、合計396㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

１筆、畑、113.98㎡につきましては、ハーブが栽培されているほか、準備中でした。

１筆、畑、787.24㎡につきましては、オクラが作付けされておりました。

２筆、いずれも畑、合計761㎡につきましては、一体として耕作されており、コマツナが作付けされているほか準備中でした。

１筆、畑、388㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、管理機、軽トラ、その他一式でございます。

労働力は、本人46歳、従事日数340日、兼業、母79歳、従事日数150日、専業、配偶者45歳、従事日数250日、専業でございます。

以上、農業経営されていることを確認いたしました。

続いて、５番案件をご説明いたします。

５番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年９月17日事務局２名と現地調査をいたしました。

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

～５番案件について内容を説明～

４筆、いずれも畑、合計2,534㎡につきましては、シソ、ラッキョウ、サツマイモ等が作付けされているほか、梅、柿が肥培管理されていました。

４筆、いずれも現況畑、合計320.53㎡につきましては、一体として耕作されており、モロヘイヤ、シシトウ、サトイモ等が作付けされているほか、イチジクが肥培管理されていました。

農機具の保有状況は、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人84歳、従事日数365日、専業、配偶者83歳、従事日数365日、専業、子54歳、従事日数200日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○区域３（三橋清高君）　２番案件の筆の中に、登記地目が宅地の土地がありますが、納税猶予ですので生産緑地の農地と言うことですが、もし、納税猶予と生産緑地で無くなった場合、農転をするのに登記地目が宅地ですが、農業委員会に農地転用の手続きをすることになるのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　農地法は、あくまで、現況で見ていきますので、現況が畑であれば、もし、農地転用という話になるのであれば、当然、農地転用の手続きをしてもらうことになります。

○議長（柿澤博君）　他にご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第56号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、１番から５番案件を説明のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第５、議案第57号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、１番及び２番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は説明後、行います。

12番原田委員より、説明をお願いいたします。

○12番（原田勝幸君）　議案第57号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、１番及び２番案件をご説明いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、特定貸付けを行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

なお、本案における特定貸付けとは、農地中間管理事業により貸し付けること、を意味します。

両案件ともに、令和８年９月15日に事務局２名と現地調査を行い、特例農地の耕作状況を確認いたしましたので、ご説明いたします。

～１番案件について内容を説明～

１番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

３筆、いずれも畑、合計1,130㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

続いて、２番案件をご説明いたします。

～２番案件について内容を説明～

２番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

２筆、いずれも畑、合計3,242㎡につきましては、一体としてイチゴ栽培のためのビニールハウスを準備中でした。

以上、特定貸付けされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。
○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。
○議長（柿澤博君）　特定貸付けとは、どういった制度なのか、説明をお願いいたします。近年では、初めての案件かと思いますので。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りがありますが、それをされている農地のことを指しています。
○議長（柿澤博君）　納税猶予の農地を貸し借りして、良いのですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　納税猶予の制度の創設当初は、自らが耕作することが必要でしたが、制度の改正が平成21年にあって、市街化区域外の農地にあっては、特定貸付けを行っている場合も対象となることになりました。
○議長（柿澤博君）　市街化調整区域と言うことですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　市街化区域外の農地です。
○区域３（三橋清高君）　生産緑地もこの制度を通せば、良いのではなかったですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　生産緑地の場合は、この制度とは別に、認定都市農地貸付けというのがありまして、平成30年の改正がありました。こちらの制度でも納税猶予が継続されます。
○区域３（三橋清高君）　これらの制度を利用すれば、貸し借りをしても納税猶予が継続されると言うことですね。再確認ですが、生産緑地で納税猶予になっている土地でもということですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　はい、そうです。
○議長（柿澤博君）　他にご意見、ご質問ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第57号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願について、１番及び２番案件を説明のとおり、証明することを決定するに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。
○議長（柿澤博君）　日程第６、報告第24号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第７、報告第25号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第８、報告第26号、農地法

第18条第６項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　報告第24号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第４条第１項第７号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は７ページから８ページ、１番案件から11番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、共同住宅敷地、駐車場敷地、住宅敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第25号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は、９ページ、１番案件から８番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、道路敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第26号、農地法第18条第６項の規定（合意契約）による通知の報告についてご説明いたします。

議案書は10ページになります。

本件は、農地法第18条第６項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けた案件となります。

１番案件について、借り手、農地中間管理機構及び地権者から提出されたものであり、合意解約の合意が成立する日は、令和８年９月30日でございます。

こちらが、先ほどご審議いただいた議案第53号に関わる案件となります。

事務局からの報告は以上となります。

○議長（柿澤博君）　事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　ご質問がないようですので、報告第24号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第25号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、報告第26号、農地法第１８条第６項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和８年第10回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後２時38分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議　長

委　員

委　員